

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地（八頭町地域防災計画より）

地 勢

本町は、鳥取県の東南部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町にそれぞれ接している。

また、周囲には扇ノ山など1,000mを超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、さらに千代川を経て日本海に注いでいる。

この八東川は、本町を東西に横断する形で蛇行し、その流域には帯状に耕地が開けており、こうした地形を活かして、古くから農林業が盛んで、現在も稲作を中心に、梨、柿、リンゴなどの果樹栽培も行われている。

地 形

本町の約80%の土地はおおむね山林、原野におおわれており、勾配は急峻にして保水能力に乏しく、崩壊の危険性のある部分が数多く存在している。この急峻な山から発する河川は、いずれも日本特有の急勾配流路延長の短い形状で、降水の流下は短時間のため、特に水害に対する警戒には、厳重を要する。

②気象概況（気温、降水量）（八頭町地域防災計画より）

本町の気象は、日本海型に属する山陰特有の気候で、年間を通しての降水量は山陽地方に比較して多い。

冬は、北よりの季節風が、日本海の湿った空気を運び、降雨、降雪の日が多くなり、豪雪地域に属する本町にあっては、たびたび大雪で、雪害が発生している。

春は、移動性高気圧の影響で、南よりの乾燥した風が強く、フェーン現象を引き起こし、火災の原因となる。異常乾燥の状態もこの時期に多い。

梅雨期には降水量が多く、再々集中豪雨で水害を引き起こすとともに、日照時間が減少して低温、冷夏の原因となることもある。

夏から秋にかけては、台風の最も接近する時期で、家屋の倒壊等大きな風水害を引き起こす危険性が高い。

③災害リスク（八頭町地域防災計画より）

1 災害記録

(1) 水 害

明治、大正、昭和初期までは、度々人命を奪うような被害を被ったが、昭和初期より河川改修が行われたため、甚大な被害を伴う大水害は減少した。

しかし、昭和28年、昭和34年（伊勢湾台風）、昭和36年（第2室戸台風）、昭和51年、昭和54年の台風などでは、護岸の決壊、道路・橋梁や田畑の流失、山地の崩壊、などの被害が発生している。

近年では平成16年9月の台風21、23号で河川や農業用施設に多大な被害が発生しました。近年、コンクリート護岸、永久橋、砂防堰堤などの整備が進み、人的被害を伴う大きな水害は発生していない。

(2) 火 災

火災については、過去幾多の大火が発生している。昭和27年には福地部落で7戸を全焼、昭和35年には中南部落で部落全焼に近い大火、昭和36年には下野で7戸が全焼、昭和49年には姫路部落で8戸が全焼している。

近年、消防施設・設備の充実に伴い集落を全焼するような大火災は発生していないが、小規模な火災は毎年数件発生している。

(3) 急傾斜地崩壊

昭和51年横地地域の通称「枋山」で地すべりが発生し、約3万立方メートルの土砂が、町道を横断し、細見川に流出した。また、平成7年大江で裏山から落石があり、民家の居間を直撃、家屋の一部が損傷した。幸い人命に被害は無かったが、家屋移転を余儀なくされた。

(4) 地 震

昭和18年の鳥取地震、平成7年の阪神淡路大震災、平成12年の鳥取西部地震では揺れを感じたが、記録に残すほどの被害は生じていない。

2 災害に関する特異現象

本町の河川は、いずれも急勾配で大きく蛇行して流れており、降雨から流下するまで時間が短く、鉄砲水となるため、非常に危険を伴う。

森林の荒廃による山地の崩壊、土石流の発生、道路開設や宅地開発などに伴う人為的二次災害の危険性はむしろ強まっている。

また、河川等の水利条件が悪く、防火水槽の不足、上水道の未整備地域における消火栓不足などにより、特に老朽化した木造住宅が密集した地域において、春季のフェーン現象の悪条件が重なれば、大火災の危険性は高い。

さらに、豪雪地域に属する本町にあっては、一夜に数十センチの積雪があることは珍しいことではなく、地震災害や火災災害時の初期消火、救助作業等の妨げとなっており、甚大な被害を引き起こす危険性がある。

(避難情報・避難指示等の発令基準) ※防災マップ2023年修正より抜粋
八頭町において2023年修正で避難情報・避難指示等の発令基準がより具体的ものとなった

避難情報について

風水害や土砂災害が発生する恐れが高まったときに、人的被害を防止するため「避難指示等」(下表参照)を町民の皆さんに防災無線・緊急速報メール・ケーブルテレビ等を通じて発令します。

発令されましたら、町が指定した避難場所や安全な場所、知人宅等へ避難するなど「命を守る行動」をとりましょう。

警戒レベル	避難情報	居住者等がとるべき行動等
5	緊急安全確保 (町が発令)	発令される状況:災害発生または切迫(必ず発令される情報ではない) 居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保
4	避難指示 (町が発令)	発令される状況:災害のおそれ高い 居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難 (町が発令)	発令される状況:災害のおそれあり 居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難 ※避難行動に時間を要する方(高齢者や身体の不自由な方等)は、避難を開始
2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	発表される状況:気象状況悪化 居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	発表される状況:今後気象状況悪化のおそれ 居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める

避難指示等の発令基準

八頭町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、避難指示等を発令し、皆さんに避難を促します。
避難指示等を発令するときは、様々な状況を総合的に判断しますが、判断材料となるものの一部を次に示します。
なお、避難指示等が発令されていなくても、危険を感じたら早めの避難をお願いします。

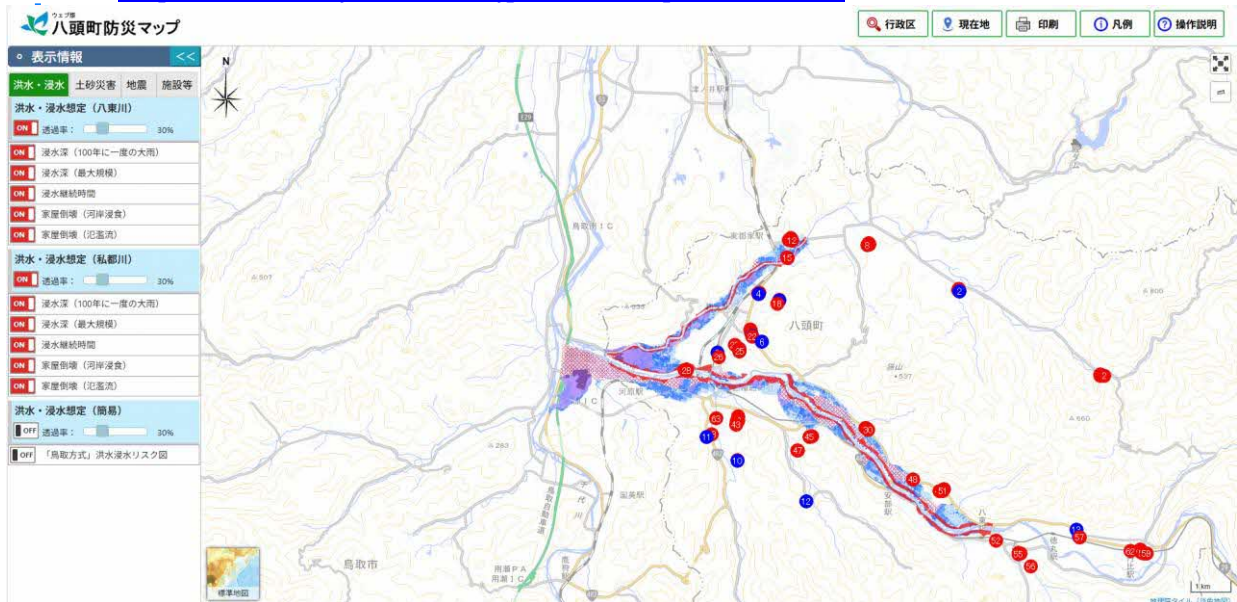
区 分	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
水 害 主な避難の対象者 洪水浸水想定区域内の方	1. 八束川・私都川で、避難判断水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。 2. 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1. 八束川・私都川で、氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇の恐れがあるとき。 2. 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。	1. 八束川・私都川で、氾濫が発生したとき。 2. 堤防が決壊したとき。
土砂災害 主な避難の対象者 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内の方	1. 土砂災害警戒情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。 2. 近隣で前兆現象が発見され、災害の危険性があるとき。	1. 土砂災害警戒情報発表後、さらに降雨が予想され、災害の危険性が高まったとき。 2. 記録的短時間大雨情報が発表され、さらに降雨が予想されるとき。	1. 近隣で人的被害につながるような土砂移動現象、前兆現象が発見され立ち退き避難が間に合わないとき。 2. 土砂災害が発生した、または、していると思われるとき。
その他災害	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が高まったとき。	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき。	災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、または人的被害が発生したとき。

(洪水：八頭町防災マップ)

八頭町防災マップによると、八頭町を流れる八東川及び私都川では、河川に沿った広い範囲が洪水浸水想定区域となっており、最大5m以上の浸水が想定されている区域も存在する。

●八頭町防災マップ（洪水・浸水）のアドレス

<http://www.town.yazu.tottori.jp/bousai/map.html?data=f>

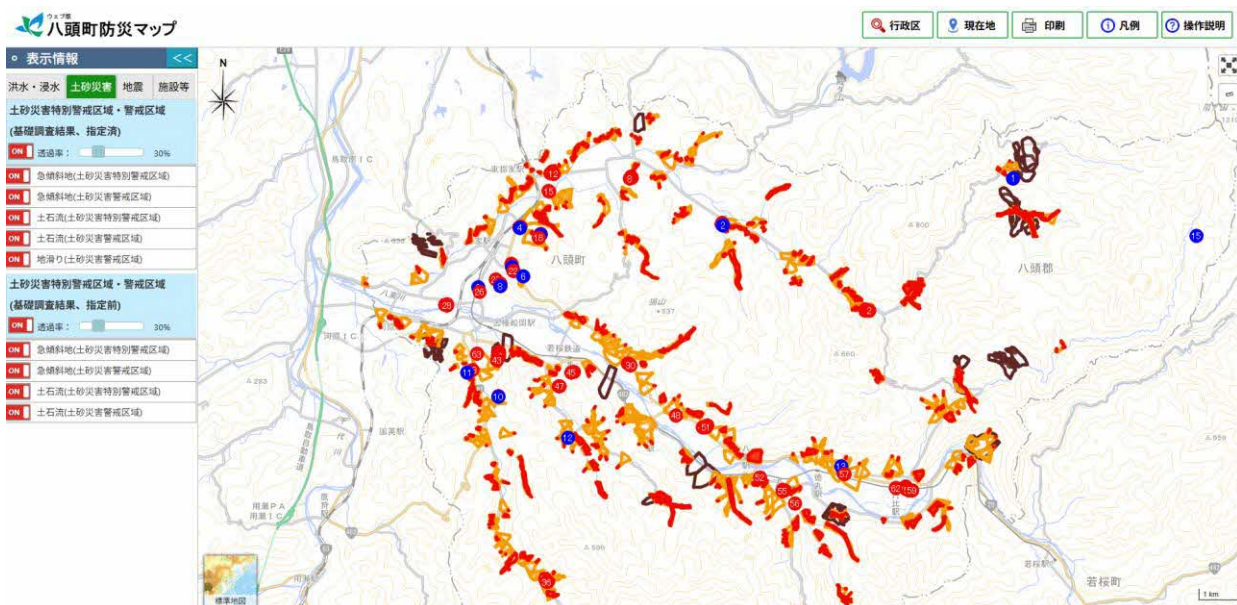


(土砂災害：八頭町防災マップ)

八頭町防災マップによると、八頭町の山間地域の多くで、崖崩れ・土石流等、土砂災害が発生した際に住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがある土砂災害警戒区域が指定されているが、当該山間地域には主だった商工業集積エリアはない。

●八頭町防災マップ（土砂災害）のアドレス

<http://www.town.yazu.tottori.jp/bousai/map.html?data=d>

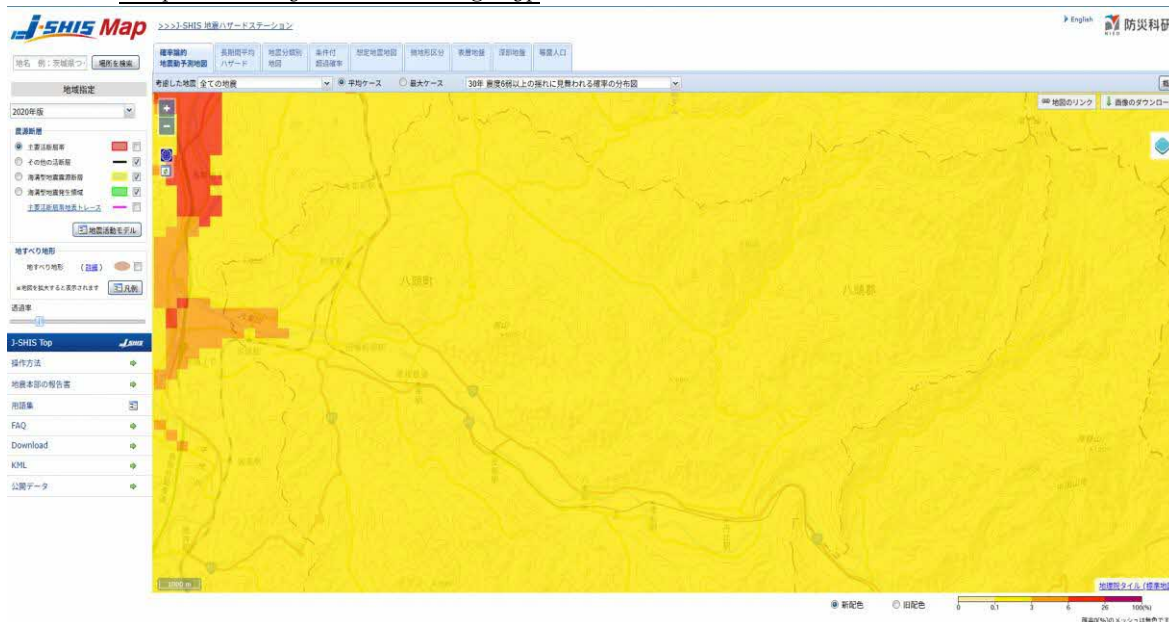


(地震：地震ハザードステーション J - SHIS)

地震ハザードステーション J-SHIS の確率論的地震動予測地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 0.1 ～ 6 % の確率で発生するとされている。

●地震ハザードステーション J - SHIS のアドレス

<https://www.j-shis.bosai.go.jp>



(感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ）)

本町は新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等対策緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、町は、鳥取県（以下「県」という。）が作成した「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を踏まえて、特措法第 8 条に基づき、平成 27 年 4 月「八頭町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成し、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、町として実施すべき具体的対策を確立することとした。町行動計画は、対策の実施の経験や、国及び県行動計画の改定等を受けて適時見直しを行う事としている。

また、令和 2 年 1 月 16 日に初めて日本国内で感染者が確認されて以降、全国のかつ急速なまん延による町民生活および町民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症について、町民や関係団体への啓発等により、その発生や 2 次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保等を促進するため、町内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、令和 2 年 4 月に「八頭町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

新型コロナウイルス感染症は令和 7 年 12 月現在、感染状況は落ち着いているが、変異株の発生など状況を注視しながら適切に対応していく必要がある。

八頭町は鳥取市と隣接しており、飲食業・宿泊業が集中する鳥取市中心市街地（鳥取駅周辺、駅前・本通・末広温泉町周辺など）や、多くの観光客の訪れる鳥取砂丘周辺等には、不特定多数の人々が一定時間滞在しており、多くの八頭町民は当該地域に勤務等で密接に関わっていることから、八頭町のみならず鳥取市保健所管内（東部地域）の動向は日々注視する必要がある。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、密閉空間、密集場所及び密接場面の 3 つの密を避ける等、特に注意を払う必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 477人 (令和7年度商工会実態調査：令和7年4月1日現在の数値)
※上記のうち、商工会員数 292人
- ・小規模事業者数 436人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	136	130	各業種の事業者が町内に広く分散している。なお、大型店舗の多くは、国道29号沿いの郡家地域に立地している。 八東川・私都川沿いに立地する一部の事業所は千代川水系洪水浸水想定区域に立地している。 急傾斜地近くの事業所については土砂災害警戒区域に立地している。
	製造業	55	45	
	卸・小売業	103	90	
	サービス業	157	150	
	その他	26	21	
	合計	477	436	

(3) これまでの取組

ア 八頭町の取組

- ・地域防災計画の策定（最終改定 令和5年）、防災訓練の実施（1回/年）
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・八頭町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（最終改訂 平成27年）
- ・八頭町新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（感染状況により随時設置）
- ・国・県及び他市町村等との相互応援協定（12団体）

イ 八頭町商工会の取組

- ・八頭町商工会危機管理マニュアルの策定（平成25年12月、令和7年9月更新）
- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年8月20日）

■第1期事業継続力支援計画期間（R4.2.1～R7.9末現在）に取組んだ内容

- ・事業継続力強化支援会議（全国商工会連合会の主催）への参加
*R5.1.27 *R6.1.19 *R7.1.24 ※全国の事例等を学習している
- ・「八頭町防災マップ」の修正点および危機管理について研修（対象：商工会役員17名）
講師：八頭町総務課防災室より2名

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別BCP計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者には災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損害保険会社と連携した損害保険の活用促進
(ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等)
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年2月1日（※最短で申請予定日の1か月以降の日）～令和12年3月31日
（※令和7年度から5年後の事業年度末日を記載）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

八頭町商工会と八頭町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり八頭町商工会と八頭町が事前の対策に取り組み、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や八頭町広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・八頭町商工会は、令和8年度内に事業継続計画の見直しを予定している。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・八頭町商工会と八頭町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度5弱の地震、河川の氾濫等）に基づき、八頭町、八頭町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・八頭町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について八頭町と共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、八頭町における感染症対策本部設置に基づき八頭町商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・八頭町は、八頭町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・八頭町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を八頭町と共有する。
- ・八頭町商工会と八頭町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・八頭町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

本計画により、八頭町商工会と八頭町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に3回共有する
3週間～2か月	1日に2回共有する
3か月以降	2日に1回共有する

ウ 被害状況の県への報告

八頭町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（円、概算で可）

〈以下は、県への報告様式〉

鳥取県商工労働部企業支援課 商業・観光産業・団体担当 あて 〈メール：kinyou-shien@pref.tottori.lg.jp ファクシミリ：0867-28-8117〉

自然災害等に係る商工業関係被害状況

団体名：

メールアドレス：

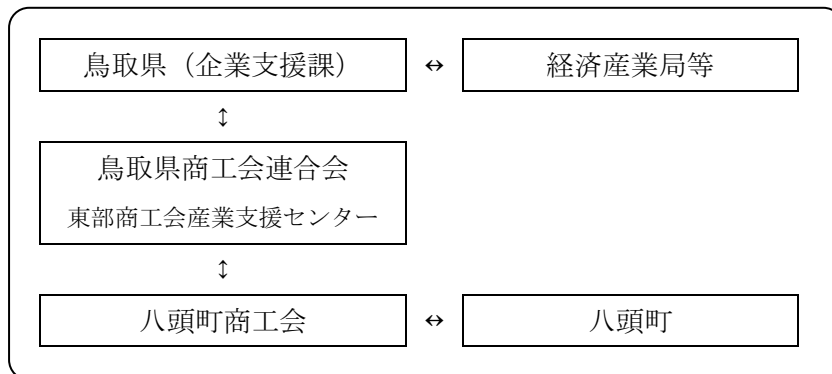
担当者：

電話番号：

ファクシミリ：

事業者名	所在地	業種	従業員数	被災日時	被害の状況	被害額（円）	備考
〇〇商店	●●市XX1-1	小売業	〇人	12.1.1 午前	豪雨による床上浸水により商品毀損	約10万円	
株式会社〇〇	●●町XX1-1	飲食業	不明	12.1.1 午前	地震による建物壁面亀裂、屋根の破損	不明	

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、八頭町商工会と八頭町が共有した情報を県の指定する方法にて八頭町商工会又は八頭町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・八頭町商工会と八頭町は、相談窓口の開設について相談する（八頭町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・八頭町商工会と八頭町は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・八頭町商工会、八頭町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年８月２０日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

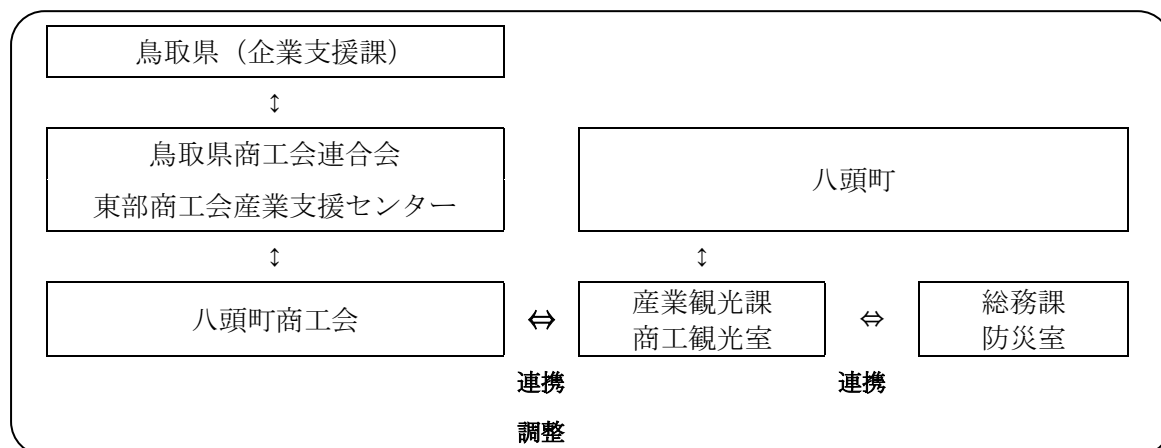
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

- (1) **実施体制** (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

八頭町商工会：事務長1名、経営支援専門員2名、経営支援員3名、一般職員1名 計7名
八頭町役場：産業観光課商工観光室5名 総務課防災室4名 計9名



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：事務長 奥田 哲

連絡先：八頭町商工会 TEL 0858-72-2113

- ②当該経営指導員等による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCP策定支援等の進捗管理、見直し

- (3) 商工会、関係市町村連絡先

- ①八頭町商工会

〒680-0471 鳥取県八頭郡八頭町船岡385-8

TEL: 0858-72-2113 /FAX: 0858-73-0054

E-mail: yazu-sci@tori-skr.jp

- ②八頭町役場 産業観光課 商工観光室

〒680-0495 鳥取県八頭郡八頭町船岡539

TEL: 0858-72-0144 /FAX: 0858-73-0290

E-mail: syoukou-kankou@town.yazu.tottori.jp

- (4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCPセミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	